

あやすぎデイサービスセンター重要事項説明書

＜介護予防・日常生活支援総合事業第一号通所事業＞

(平成30年4月1日現在)

当事業者は、ご契約者（ご利用者）に対して介護予防・日常生活支援総合事業第一号通所サービスを提供します。事業所の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを、次のとおり説明します。

1 事業者（法人）の概要

法人名	社会福祉法人平成会		
所在地	熊本県山鹿市鹿北町岩野 5497-2		
電話番号	0968-32-2117	FAX番号	0968-32-3176
代表者氏名	理事長 太田 黒 昭 彦		
設立年月日	平成元年 11 月 28 日		

2 事業所の概要

事業所の名称	あやすぎデイサービスセンター		
所在地	熊本県山鹿市鹿北町岩野 5497-2		
電話番号	0968-32-2117	FAX番号	0968-32-3176
管理者氏名	高 木 一 幸		
指定年月日	平成 28 年 4 月 1 日		
指定番号	熊本県 4372500563		
利用定員	18 名		
サービス提供地域	山鹿市		

3 営業日及び営業時間

営業日	月曜から土曜 ただし、12月29日から1月3日までを除く
営業時間	8：00～17：00
サービス提供時間	9：30～15：30

4 設備等の概要

建物の構造	鉄筋コンクリート造平屋建て
設備	デイセンターホール 1 室（食堂・機能訓練室） 静養室 1 室 ・ 相談室（会議室） 1 室 ・ 事務所 1 室
浴室	一般浴室・特殊浴室
トイレ	1 か所
ナースコール	トイレ、浴室にナースコールを設置しています。

5 事業の目的と運営方針

事業の目的	要支援状態等にある利用者が、その有する能力に応じ、可能な限り居宅において自立した日常生活を営むことができるよう、生活の質の確保及び向上を図るとともに、安心して日常生活を過ごすことができるよう、通所型サービスを提供することを目的とします。
運営の方針	事業者は、利用者の心身の状況や家庭環境等を踏まえ、介護保険法その他関係法令及びこの契約の定めに基づき、関係する市町村や事業者、地域の保健・医療・福祉サービス等との綿密な連携を図りながら、利用者の要支援状態等の軽減や悪化の防止、若しくは要介護状態となることの予防のため、適切なサービスの提供に努めます。

6 事業所の職員体制

職 種	配置人員	業務内容
管 理 者	常勤兼務 1名	事業所の運営管理
生 活 相 談 員	常勤兼務 2名	相談援助業務全般
看 護 職 員	常勤兼務 2名	利用者の健康管理
機 能 訓 練 指 導 員	常勤兼務 2名	利用者の機能回復訓練
介 護 職 員	常勤専従 3名	利用者の介護業務
管 理 栄 養 士	常勤兼務 1名	栄養管理
歯 科 衛 生 士	非常勤兼務 1名	口腔ケアの指導

7 サービス内容

「通所型サービス計画」を作成し、サービス計画に沿って次のサービスを提供します。

① 送 迎

送迎を行うことが必要と認められる利用者に対して、あらかじめ利用者と協議の上で定められた所定の場所と事業所間の送迎を行います。

② 食 事

管理栄養士の立てる献立表により、栄養並びに利用者の嗜好や心身等の状況を考慮した食事を適時適温で提供し、必要な食事介助を行います。

③ 口腔ケア

口腔ケアが必要な利用者に対し、歯科衛生士の指導の下、利用者の状況に応じた口腔ケアを行います。

④ 入 浴

利用者の心身の状況及び希望に応じて介助浴、特殊浴を行います。

⑤ 排泄の介助

利用者の心身の状況に応じて、トイレ誘導等必要な介助を行います。

⑥ 機能訓練

利用者の心身の状況等を踏まえ、必要に応じて日常生活を送る上で必要な生活機能の改善又

は維持のための機能訓練を行います。

⑦ 趣味活動

利用者の希望に沿って、各種趣味活動を行います。

⑧ 健康管理

看護職員が利用者の健康管理を行います。

⑨ 相談及び援助

利用者及びその家族の日常生活における介護、環境整備、手続関係等に関する相談、助言を行います。

8 利用料金

(1) 介護保険対象サービス（1割負担の場合）

利用料の額は、指定する市町村が定める額とし、当該サービスが法定代理受領サービスであるときは、利用料に利用者の負担割合を乗じた額をお支払いいただきます。

① 通所型サービス費

利用者の要支援区分によって利用料が変わります。また、サービスの利用回数は、要支援1の利用者が週1回程度、要支援2の利用者が週2回程度となります。

○要支援1（週1回程度サービスを利用する場合）

月の利用回数	自己負担額
1回	378円
2回	756円
3回	1,134円
4回	1,512円
5回	1,647円

○要支援2（週2回程度サービスを利用する場合）

月の利用回数	自己負担額
5回	1,945円
6回	2,334円
7回	2,723円
8回	3,112円
9回	3,377円
10回	3,377円

- ② 通所型サービス提供体制強化加算（I）イ 要支援1： 72円（1月につき）
要支援2： 144円（1月につき）

事業所の介護職員の総数の内、介護福祉士の占める割合が、厚生労働大臣が定める基準（40%以上）に適合している場合に加算されます。

- ③ 通所型サービス栄養改善加算 150円（1月につき）

管理栄養士を配置し、低栄養状態にある利用者又はその恐れのある利用者に対して、低栄養状態の改善等を目的として、個別的に実施される栄養食事相談等の栄養管理を行った場合に加

算されます。

④ 通所型サービス口腔機能向上加算 150円（1月につき）

歯科衛生士又は看護職員を配置し、口腔機能が低下している又はその恐れのある利用者に対して、口腔機能の向上を目的として、個別的に実施される口腔清掃の実施や指導又は摂食・嚥下機能に関する訓練の実施や指導を行った場合に加算されます。

⑤ 通所型サービス若年性認知症利用者受入加算 240円（1月につき）

若年性認知症利用者に対して通所型サービスを提供した場合に加算されます。

⑥ 通所型サービス介護職員処遇改善加算（Ⅲ） 所定単位数にサービス別加算率 2.3%を乗じた単位数で算定

介護サービスに従事する介護職員の賃金改善に充てることを目的に創設されたもので、事業所が介護職員処遇改善計画書を作成し、都道府県知事に届け出る等、各種要件に適合している場合に加算されます。

※ 上記利用料金（介護保険対象利用料金）について、法改正等によるサービス費用基準額の変更があった場合は、利用料金を変更する場合があります。

(2) 介護保険対象外サービス（全額自己負担）

① 食事の提供に要する費用 500円（1食につき）

② おむつ代 実費（料金は別紙参照）

③ 口腔ケア用品代 実費（料金は別紙参照）

④ 趣味活動等に係る費用 実費

利用者の希望、選択によって提供する趣味活動、行事のために調達し、提供する材料で、利用者に負担していただくことが適当と認められるもの（例えば、習字、お花、絵画、陶芸、刺繍等の材料費）に係る費用。

※ 上記料金（介護保険対象外利用料金）について、経済状況の著しい変化その他やむを得ない事情がある場合、相当な額に変更する場合があります。その場合、変更の内容と変更する事由について、事前に利用者又は家族に説明し、同意を得るものとします。

9 利用料金のお支払方法

当月の料金合計額の明細を記入した請求書を、翌月 10 日までに利用者又は家族に送付いたしますので、口座自動振替又は現金にてお支払い下さい。又、お支払いを確認した後、領収書を発行いたします。

10 緊急時の対応

利用者の病状の急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医又は協力医療機関及び家族に連絡を取る等必要な措置を講じます。

11 事故発生時の対応

① サービス提供中に事故が発生した場合は、市町村、利用者の家族等に連絡を行うと共に、必要な措置を講じます。

② サービスの提供にともなって事業所の責めに帰すべき事由により、賠償すべき事故が発生し

た場合は、損害賠償を速やかに行います。

1.2 利用の中止、変更、追加

- ① 利用者は、利用期日前において、通所型サービスの利用予約のキャンセル又は変更、若しくは新たなサービスの利用を追加することができます。この場合、サービス実施日の前日までに連絡して下さい。
- ② サービス利用の変更、追加の申し出に対して、事業所の稼働状況により、利用者の希望する日にサービスの提供ができない場合、他の利用可能な日を利用者に提示して協議します。
- ③ 事業所は、利用者の体調不良等の理由により、介護予防通所介護の実施が困難と判断した場合、サービスを中止することができるものとします。この場合、事前に家族に利用者の状況について説明を行い、必要に応じて主治医又は協力医療機関に連絡を取る等、必要な措置を講じます。

1.3 利用者の留意事項

当事業所の利用に当たっては、次の事項にご留意下さい。

- ① 故意に事業所の設備、備品等に損害を与えたり、持ち出ししたりしないで下さい。
- ② 入浴サービスを利用する際は、職員の指示に従い、入浴時間、注意事項等を守ってください。
- ③ 指定された場所、時間以外において飲酒をしないでください。
- ④ 喫煙は所定の場所で喫煙してください。
- ⑤ 他の利用者に迷惑を及ぼすような宗教、政治活動を行わないで下さい。
- ⑥ 送迎サービスを利用する場合は、所定の場所から事業所の間とし、途中での乗降はできません。また、走行中のマナーを守ってください。
- ⑦ 事業所内にペットを持ち込まないでください。

利用者の故意又は重大な過失により、施設、設備等を破損、汚損若しくは変更した場合には、利用者の負担により、現状に復するか、又は相当の対価をお支払いいただく場合があります。

1.4 防災対策

- ① 消防計画に基づき、防火管理者、火元責任者を配置して防災対策を行います。
- ② 当事業所には、防災設備として、スプリンクラー、避難誘導灯、自動火災報知器、防火シャッター、屋内消火栓、消火器、非常通報装置を設置しています。又、防災設備は、年2回専門業者による点検を行っています。
- ③ 非常災害に備えるため、次の訓練を行います。

・防災教育及び基本訓練（消火、通報、避難誘導）	年1回以上
・利用者を含めた総合訓練	年1回以上
・防災設備等の使用方法の周知	随時

15 苦情処理

当事業所における苦情やご相談は、以下の専用窓口で受け付けます。

苦情受付窓口	あやすぎデイサービスセンター		
電話番号	0968-32-2117	FAX番号	0968-32-3176
Eメール	ayasugi-day@ayasugisou.com		
苦情受付担当者	通所介護課主任：片瀬 優		
苦情解決責任者	管理者 高木 一幸		
受付時間	8：00～17：00（月曜～金曜） 担当者が不在の場合は、事業所の他の職員が対応いたします。		
苦情処理 第三者委員	社会福祉法人平成会監事 高巢 賢史 （連絡先：0968-32-2914） 野中 弘樹 （連絡先：0968-32-2205）		
その他の 苦情受付機関	<ul style="list-style-type: none"> ・熊本県国民健康保険団体連合会 住所：熊本市東区健軍2丁目4番10号（市町村自治会館内） 電話：096-214-1101（介護サービス苦情・相談窓口） ・山鹿市長寿支援課 住所：山鹿市山鹿 987-3 電話：0968-43-1180 		

16 利用料金表（1月につき）

○要支援1

サービス種別	利用回数				
	1回	2回	3回	4回	5回
通所型サービス1 ①	378円	756円	1,134円	1,512円	1,647円
通所型サービス提供体制強化加算（I）イ ②	72円				
食事の提供に要する費用③	500円				
月額合計（①+②+③）④	950円	1,328円	1,706円	2,084円	2,219円
※ 1 ④の料金は、食事を提供した場合の利用料金です。 2 上記利用料金その他、利用者の状況や事業所の体制により、8の（1）の③～⑥及び（2）の②～④の料金をご負担いただく場合があります。					

○要支援2

サービス種別	利用回数				
	5回	6回	7回	8回	9～10回
通所型サービス2 ①	1,945円	2,334円	2,723円	3,112円	3,377円
通所型サービス提供体制強化加算（I）イ ②	144円				
食事の提供に要する費用③	500円				
月額合計（①+②+③）④	2,589円	2,978円	3,367円	3,756円	4,021円
※ 1 ④の料金は、食事を提供した場合の利用料金です。 2 上記利用料金その他、利用者の状況や事業所の体制により、8の（1）の③～⑥及び（2）の②～④の料金をご負担いただく場合があります。					

同意書

介護予防・日常生活支援総合事業第一号通所サービスの利用に当たり、契約書及び重要事項説明書に基づいて重要な事項を説明しました。

事業者
所在地 熊本県山鹿市鹿北町岩野 5497-2
名称 社会福祉法人 平成会
理事長 太田 黒 昭 彦 印

説明者 職名 _____ 氏名 _____ 印

私は、契約書及び重要事項説明書に基づいて、事業者から重要事項の説明を受け、介護予防・日常生活支援総合事業第一号通所サービスの提供開始に同意します。

平成 年 月 日

利用者住所 _____

利用者氏名 _____ 印

代理人住所 _____

代理人氏名 _____ 印

続柄 ()